

飯田市在宅介護支援センター条例の廃止について

健康福祉部

1 在宅介護支援センターの現状

在宅介護支援センターは、高齢者、在宅介護者の相談に応じ、必要なサービスの調整を行う機関（公の施設）として、飯田市では平成 4 年に設置され、在宅で介護を行う家族から介護に関する相談を受け、介護方法の助言を行うとともに、援護を必要とする高齢者の実態把握を行うなど、在宅での介護を支援する地域の相談機関として活動してきました。平成 12 年の介護保険制度発足後は、指定居宅介護支援事業所（介護保険を利用する場合のケアプランを作成する事業所）としての機能も担ってきました。

平成 18 年度に市内 4 か所に地域包括支援センターが設置され、高齢者、在宅介護者の相談の機能は、主に地域包括支援センターが担うことになりました。在宅介護支援センターは、在宅介護についての相談の機能を地域包括支援センターに徐々に移管し、一部のセンターは、指定居宅介護支援事業所として存続してきました。

飯田市在宅介護支援センター条例では、市内で 6 か所のセンターの設置が規定されていますが、現状では在宅介護支援センターとして活動が存続しているセンターは、かなえ在宅介護支援センター及び飯田市立病院在宅介護支援センターのみです。

以下、在宅介護支援センターの現状です。

名称	位置	管理受託者	現状
飯田市かなえ在宅介護支援センター	飯田市鼎一色 551 番地（かなえデイサービスセンター併設）	社会福祉法人 萱垣会	指定居宅介護支援事業所の機能が 29 年 4 月から特養ゆめの郷に移転。相談機能のみを残していたが、31 年 4 月から萱垣会が地域包括支援センターを受託することになり、相談機能も廃止する方針
飯田市立病院在宅介護支援センター	飯田市八幡町 438 番地	市直営	指定居宅介護支援事業所としての事業を実施。一般の方からの在宅介護に関する相談業務は行っていない。
飯田市上郷在宅介護支援センター	飯田市上郷黒田 341 番地（飯田市立病院介護老人保健施設）	市直営	27 年 4 月から市立病院在宅介護支援センターに指定居宅介護支援事業所としての機能を統合。職員配置なし
飯田市かわじ在宅介護支援センター	飯田市川路 3467 番地 2（かわじデイサービスセンター併設）	社会福祉法人 飯田市社会福祉協議会	18 年 4 月から左記地番にかわじ地域包括支援センターが設置され、相談機能を地域包括支援センターが担っている。職員配置なし

飯田市上村在宅介護支援センター	飯田市上村 742 番地 3	市直営	市の組織上残っており、長寿支援課長が所長に兼務発令されている。所長の他に職員の配置はなくセンターの機能は残っていない。
飯田市南信濃在宅介護支援センター	飯田市南信濃和田 1550 番地（南信濃福祉研修センター内）	社会福祉法人 飯田市社会福祉協議会	18 年 4 月から左記地番に南信濃地域包括支援センターが設置され、相談機能を地域包括支援センターが担っている。職員配置なし

2 飯田市在宅介護支援センター条例の廃止について

このほど、「かなえ在宅介護支援センター」を運営している社会福祉法人萱垣会が、平成 31 年度から新たに鼎地区を担当する「かなえ地域包括支援センター」の業務を受託することになったことから、平成 30 年度末をもって「かなえ在宅介護支援センター」の運営を終了することとしました。この他のセンターも、飯田市立病院在宅介護支援センターを除き職員の配置がなく、センターとしての機能が残っていないことから、これを機会として、飯田市在宅介護支援センター条例は、廃止します。

3 飯田市立病院在宅介護支援センターの条例での取扱について

飯田市立病院在宅介護支援センターは、現状では、一般の方から在宅での介護についての相談に応じる業務は行っておらず、相談機関としての在宅介護支援センターの機能はないことから、在宅介護支援センターとしては廃止しますが、介護保険の指定居宅介護支援事業所として事業を行っていることから、「飯田市居宅介護支援事業に関する条例」に、事業所の名称及び位置を記載し、指定居宅介護支援事業所として事業を行っていることを明記します。なお、飯田市立病院在宅介護支援センターは、4 月 1 日から名称を「飯田市立病院居宅介護支援センター」に変更します。